

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 TK-2
- 2 案件名 井手池上補修工事
- 3 案件場所 宝塚市 境野 地内
- 4 契約期間 契約日～令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方
住所： 宝塚市平井5丁目11-18
社名： 株式会社 植伸建設

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書き該当

(指定理由)

本工事は老朽化による漏水のある井手池上を補修する工事です。

当初は10月上旬からの着工を目途に、隣接する井手池の改修と合わせて一括での工事発注準備を進めておりましたが、地元水利組合から井手池上の工事内容に疑義が生じたため、再度の協議が必要となったことから両池を分離発注することとし、井手池上の工事発注時期が遅延しました。

現在、植伸建設は両池の隣接地に工事用仮設道路を造成し井手池改修工事を施工中ですが、井手池上の補修工事には同工事用仮設道路を通行する必要があり、隣接する両工事の責任分界点を明確にすることができません。

また、稲作を考慮した工程の制限がある中で本工事を早期に着手する必要があるますが、両ため池の一体的な施工により工期短縮と工事用仮設道路の共用による経費削減が期待できます。

以上のことから、上記事業者と特名随意契約を結ぶものです。

7. 問い合わせ先

課名：北部整備課

T e l : 0 7 9 7 - 9 1 - 0 8 4 3